

## 非課税貯蓄に関する異動申告書の記載要領等

- 1 この申告書は、貯蓄者が既に提出した非課税貯蓄申告書に記載した氏名、住所又は個人番号を変更した場合及び預貯金の債務承継契約や有価証券の購入に関する業務の停止命令・廃止・免許の取消等により非課税扱いを受けている預金等の全部を他の金融機関の営業所等に移管しようとする場合など、異動事項を記載し、移管前の営業所等及び移管先の営業所等を経由して貯蓄者の住所地を所轄する税務署長に提出してください。
- 2 各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「郵便番号」、「個人番号」、「住所」、「氏名」及び「生年月日」欄に、貯蓄者の住所等を記載してください。
  - (2) 「種別」欄に、該当する区分の数値を記載してください。
  - (3) 「異動前（移管前）」「異動後（移管後）」欄に、異動のあった項目に異動事項を記載してください。
  - (4) 「非課税貯蓄申告書の提出年月日」欄に、非課税貯蓄申告書（限度額変更申告書を提出している場合には、最新の限度額変更申告書）の提出年月日を記載してください。
  - (5) 「確認書類の名称」欄に、確認書類の名称を記載してください。
  - (6) 「貯蓄の受入機関の受理年月日」欄に、受理年月日を記載してください。